

再 評 価 書

事業名	地域水産物供給基盤整備事業	事業区分	磯津漁港	事業主体	四日市市
事業概要	工 期 (下段：当初)	平成13年度～ 平成21年度(予定)	全体事業費 (下段：当初)	(負担率：国：県：他) 500 百万円 (50：35：15)	
		平成13年度～ 平成17年度(予定)		(負担率：国：県：他) 500 百万円 (50：35：15)	
事業目的及び内容					
<p>磯津漁港は四日市市の南東部、鈴鹿川河口の右岸に位置し、市内では数少ない漁業集落地域です。昔から沿岸漁業の一大基地として栄えてきました。</p> <p>現在は伊勢湾奥部を中心に船びき網漁業、底びき網漁業が行われています。</p> <p>イワシ、イカナゴを中心としたばっち網漁業は、県内でも有数の漁獲があります。</p> <p>また、カニ、エビ、カレイ、貝類を中心とした底びき網漁業も盛んに行われ、近年はつくり育てる漁業として、ヨシエビ、アサリ等の放流を行い水産資源の維持及び増大を図っています。</p> <p>これまで荒天時には出漁できず四日市港へ避難をしており、漁港内の静穏度保持が重要な課題となっております。</p> <p>また、運搬道路が砂利道であり、漁具等の運搬に支障を来すとともに、砂埃による漁具の汚れ等が発生しております。</p> <p>そこで、これらを改善するため、平成13年度から全体計画事業費500百万円として磯津漁港地域水産物供給基盤整備事業に着手しました。</p> <p>当初計画時の事業内容は、次のとおりです。</p> <p style="margin-left: 40px;">南防波堤 L = 60m 道路工 L = 550m</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>事業採択後、一定期間が経過し、なお継続中ですので三重県公共事業再評価実施要綱第2条(2)に基づき再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>平成13年度事業着手時には、測量設計を実施しました。</p> <p>平成14年度から工事に着手しましたが進捗が遅れており、現在は事業量で15m、事業費で33%が完了していますが、残事業量は45m、67%となっています。</p> <p>今後も、厳しい財政状況が予想されますが、事業進捗にあたってはコスト縮減を図るとともに、事業効果を早期に発現させるため、平成21年度に全体計画を完了する見込みです。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>(1) 全体計画の変更</p> <p style="margin-left: 40px;">当初計画どおり。</p> <p>(2) 周辺環境の変化</p> <p>台風等の荒天時の漁船については、現在、四日市港への避難を余儀なくされています。しかし近年、レジャーボートの避難も増え、四日市港での避難場所を確保するのに困難な状況となっています。</p> <p>また、四日市港への避難には多大な時間と労力を要し、漁業者にとって大変な負担となっています。</p> <p>よって、漁港機能の増進と安全性の確保のため、南防波堤の早期完成が望まれています。</p> <p>(3) 財政状況の変化</p> <p>国、県を含め厳しい財政状況によって、事業の進捗が伸び悩む傾向にあります。このため、さらにコスト縮減を進めることとしています。</p>					

<p>4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等</p> <p>4 - 1 費用対効果分析</p> <p>今回費用対効果分析を行った結果、1.30となりました。</p> <p style="padding-left: 40px;">B(総便益額) = 627 百円</p> <p style="padding-left: 40px;">C(総費用額) = 480 百円</p> <p>4 - 2 地元の意向</p> <p>四日市市漁協からは、磯津漁港に関し「荒天時の速やかな港内避難、漁業就業環境の改善のため、南防波堤の早期完成について」強い要望をいただいております。</p>
<p>5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性</p> <p>5 - 1 コスト縮減</p> <p>工事にあたっては、他工事と工期を調整することにより地盤改良のための特殊作業船の回航費を軽減しコスト縮減に努めてきており、現時点で2.4%、12百万円の縮減を図っています。</p> <p>今後も特殊作業船の回航費のコスト縮減を含め、他工事との調整、工法の検討を行うとともに、道路工においても再生路盤材、再生合材を使用し、更にその縮減に努めていきます。</p> <p>5 - 2 代替案</p> <p>沖防波堤の検討も行いましたが、航路の支障となり、費用的にも高額となる等の問題があるため、本工法が妥当であると判断しました。</p>
<p>再 評 価 の 経 緯</p>
<p>該当なし。</p>
<p>事 業 主 体 の 対 応 方 針</p>
<p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。</p>